

(高齢者・障害のある人)

バス優待乗車証等を郵送でお届けします

■ 郵送先 住民登録されている住所のみ

■ 対象・手続き等

○ 前年度に券の交付を受けている人 (障害のある人は、引き続き交付の対象者となる人)

前年度と同じ券を郵送 ※手続き不要。

※届いたものと異なる種類のものを希望する人は、高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターの窓口で5月29日(金)以降に交換します。(下表の持参物欄を参照)

○ 今年度75歳になる人

バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。

4月17日(金)までに回答ハガキで 回答した人 ※手続き不要。

回答しなかった人 ※5月29日(金)以降に窓口での手続きが必要。

○ 前年度に券の交付を受けておらず新規で交付を希望する人、簡易書留での受け取りがなかった人、券の交換を希望する人 ※5月29日(金)以降に窓口での手続きが必要。(券の交換は未使用に限る・交換期間あり・下記参照)

高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターの窓口で交付します。

■ 料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日付期間 場所 対象 内容 定員 料金 持参物 締切 電子メール ホームページ

	高齢者	障害のある人
対象	今年度75歳以上になる人 (昭和27年4月1日以前に生まれた人)	○身体障害者手帳の第1種か1級の手帳をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳か、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ※手帳等によって交付できる券が違います。
発行時期	5月下旬予定 (使用開始は6月1日(月)～)	5月下旬予定 (使用開始は6月1日(月)～)
交付期間	5月29日(金)～令和9年3月31日(水) 9:00～16:30 (土・日・祝日を除く)	平日の9:00～16:30(年間通して随時)
交付するもの	※①②のいずれか一つを交付します。 ①おのみちバス優待乗車証 おのみちバスに限り、1回の乗車につき30円をお支払いいただきます。年間で使用できます。有効期間は令和10年5月31日まで。ただし、因島線・瀬戸田線・松永線では使用できません。 ②尾道市敬老優待共通券 (バス・船・タクシー・入浴・あん摩 共通券) 100円券の100枚綴り(1万円分)。尾道市と契約した業者において、料金の範囲内で使用できます。有効期間は令和9年5月31日まで。 ①バス・船: 1回の乗車につき何枚でも使用できます。 ②タクシー: 1回の乗車につき上限5枚(500円分)まで使用できます。 ③入浴: 1回につき上限3枚(300円分)まで使用できます。 ④あん摩・マッサージ等: 1回につき上限10枚(1,000円分)まで使用できます。 ※因島重井町細島地区に住所がある人のみ、公営渡船乗船券を選択できます。	※いずれか一つ。※それぞれの有効期間は1年間。 ○おのみちバス優待乗車証 ○バス共通券 ○船共通券 ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券
持参物 ※窓口で手続きが必要な人。	○本人確認できるもの(マイナンバーカード又は資格確認書等) ○印鑑(スタンプ印不可) ※代理の人が手続きする場合も、上記2つを持参。 ※交換希望の人は、上記2つに加え、未使用の券を持参。 【交換期間】 ①「うぐいす色」のおのみちバス優待乗車証から②共通券等への交換 令和8年5月29日(金)～令和8年6月30日(火) ②共通券等から①「うぐいす色」のおのみちバス優待乗車証への交換 令和8年5月29日(金)～令和9年3月31日(水)	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ※交換希望の人は、お届けした未使用の券。(おのみちバス優待乗車証は6月30日(火)まで) ※高齢者福祉課が交付する券への交換は5月29日(金)以降となります。
問い合わせ	高齢者福祉課 (☎0848-38-9137) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)	社会福祉課 (☎0848-38-9125) 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6209) 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)



ご注意ください

- 交付された券は、本人以外は使用できません。
- 他人に譲渡したり、他人から譲り受けた券を使用するなど不正使用があったときは回収します。
- 高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。